

1 医療費適正化事業等の実施状況

No.	事業名	事業目的	対象者		実施状況			課題等
			年齢	対象者	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
1	特定健康診査事業 特定保健指導事業	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防	40~74	全員 (特定健診の結果、基準該当者に対し特定保健指導を実施)	<特定健診> 対象者数 32,185人 受診者数 15,428人 受診率 47.9%	<特定健診> 対象者数 31,449人 受診者数 15,242人 受診率 48.5%	<特定健診> 対象者数 29,804人 受診者数 14,296人 受診率 48.0%	市報の1面掲載(平成28年6月1日号)、受診勧奨通知の発送、医療機関や市内掲示板等へのポスター掲示等を行ったが、受診率については東京都平均(平成28年度44.7%)は上回っているものの横ばいの状態となっている。 [未受診理由] 「西東京市健康づくり推進プラン 評価・分析のためのアンケート調査データ集(平成29年3月)」 ・仕事や家庭の用事等で忙しい ・費用がかかる ・医療機関を受診している 等 引き続き無料で実施できる等の周知を図っていく。
2	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の使用率を向上させることにより、自己負担額及び医療費の軽減を図る。	40~74	ジェネリック医薬品に切り替えることにより、100円以上自己負担額の軽減が期待できる被保険者	通知回数 年9回 通知件数 14,613通 利用率 60.8%	通知回数 年9回 通知件数 6,572通 利用率 64.0%	通知回数 年9回 通知件数 9,969通 利用率 68.5%	利用率は着実に上昇しており、平成28年度末目標数値(66%)を上回る状況にある。
3	糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病、糖尿病性腎症の知識を取得し、生活習慣を改善することにより、新たな人工透析患者の移行を予防する。	40~74	レセプトデータと健診データの分析により抽出した基準該当者	参加者数 6人	参加者数 6人	参加者数 4人	対象者に対し、受診勧奨通知の発送や電話による勧奨を行っているが、参加者数は伸び悩んでいる。 [不参加理由] ・仕事や家庭の用事等で忙しい、医療機関を受診している 等 [事業の成果] 服薬管理、食事指導、運動指導等の体調管理を促すことにより、参加者アンケートの結果から、「保健師がわかりやすく説明してくれて良かった」、「体重の減少につながった」等の好評を得ており、参加者から新たに人工透析に移行する方は出ていない。
4	受診勧奨通知事業	生活習慣病の治療が必要で医療機関を受診していない方に對して受診勧奨通知を送付し、受診を促すことにより病気の重症化を予防する。	40~74	生活習慣病に関する数値から、医療機関の受診が必要と思われる方	通知件数 200通	通知件数 195通	通知件数 200通	【受診勧奨通知発送後の医療機関受診割合】 平成26年度 通知件数 200件 受診者数 6人 受診割合 3.0% 平成27年度 通知件数 195件 受診者数 19人 受診割合 10.4% 平成28年度 通知件数 200件 受診者数 22人 受診割合 11.5% ※受診勧奨通知発送後、概ね10%強の方が受診されている。
5	レセプト点検	レセプトにおける請求内容について、診療報酬・調剤報酬等の算定方法及び算定点数に関する点検を実施	—	—	財政効果額 (被保険者一人当たり) 789円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 768円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 635円	東京都調査に基づく被保険者一人当たりの財政効果額
6	療養費の適正化	柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書の点検を行い、確認の必要があると思われる支給申請については、被保険者に対し調査票を発送(平成27年7月から)	—	—	通知件数 122通	通知件数 187通	【療養費各年度支給実績(一般被保険者一人当たり)】 平成26年度 4,773円 平成27年度 4,670円 平成28年度 4,539円 ※本事業実施後、一人当たり療養費は減少傾向となっている。	

2 歳入の確保及び負担の公平性

No.	項目	内容					
1	徴収率の向上	25年度徴収率	26年度徴収率	27年度徴収率	28年度徴収率		
		現年度分	89.3%	90.0%	90.7%		
		滞納繰越分	27.5%	29.2%	34.5%		
		全体徴収率	77.6%	78.0%	79.9%		
2	口座振替の勧奨	【ペイジー口座振替サービス】 保険年金課窓口において、金融機関のキャッシュカードによる口座振替手続きを可能とする。 (平成28年2月運用開始) 平成29年3月末ペイジー口座振替サービス利用実績 200件					
3	督促状のマルチペイメント化	納期限までに納付されない場合、法律に基づき督促状を発送する。従来の督促状は、金融機関、市役所及び出張所のみの取扱いとなり、ゆうちょ銀行やコンビニエンスストア等での納付に対応していないことから、督促状をマルチペイメント化することによりゆうちょ銀行やコンビニエンスストア等での納付が可能となるようにする。 (平成28年7月以降発送の督促状から)					